

入札監理小委員会  
第753回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第753回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年10月31日（金）15：49～17：28  
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

- 現場技術業務（農林水産省）
- 岩見沢河川事務所等の図面作成外業務（国土交通省）

### 3. 事業評価（案）の審議

- UR-NETの運用支援等に関する業務（独立行政法人都市再生機構）

### 4. 閉会

#### ＜出席者＞

川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、井熊専門委員、  
柏木専門委員、加藤専門委員、工藤専門委員、宮崎専門委員

#### （現場技術業務）

農林水産省

農村振興局 整備部 設計課 施工企画調整室 飯島課長補佐  
西牟田係長

国土交通省

北海道開発局 農業水産部 農業設計課 大杉課長補佐  
長島施工技術第2係長

#### （岩見沢河川事務所等の図面作成外業務）

国土交通省

北海道開発局 札幌開発建設部 齊藤次長  
福島特定業務対策官  
総務課 橋向課長補佐  
川脇専門官  
契約企画課 藤本課長

(UR-NEYの運用支援等に関する業務)

独立行政法人都市再生機構

総務部 情報システム推進課 村山課長

桑原担当課長

小島主幹

(事務局)

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○川澤主査 それでは、ただいまから第753回入札監理小委員会を開催します。

初めに、現場技術業務の実施要項（案）について、農林水産省整備部設計課施工企画調整室、飯島課長補佐から御説明をお願いしたいと思います。

○飯島課長補佐 ただいま御紹介いただきました農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室で課長補佐をしております飯島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、現場技術業務民間競争入札実施要項（案）につきまして、御説明いたします。

資料のA-3で業務の概要、資料のA-2-1で現場技術業務民間競争入札実施要項（案）について説明をいたします。

まず、資料のA-3を御覧ください。

現場技術業務の業務内容になります。現場技術業務につきましては、農林水産省、沖縄総合事務局における国営土地改良事業の事業執行において、事業の促進、公共事業の品質確保を目的としまして、工事の設計、監督、関係機関等との協議、事業実施に関する作業を行うものであります。

資料中央に事業所が行う業務とありますが、こちらが事業所の行う業務内容となっております。国の事業所職員自らが行う事業の進捗管理、予算管理、契約手続など以外の業務につきまして、民間事業者と連携して行う業務を現場技術業務として実施しているものになります。このうち、監督支援型というのが茶色のボックス表示の箇所になりますし、積算資料の作成、工事の施工管理、また、各種協議資料の作成、事業実施に関する資料等の作成といった、監督員の作業を補助するものとなっております。事業促進型は、ピンク色のボックスですが、監督支援型の業務に加えまして、調査・測量・設計業務の調整、工事に関する調整、地元への説明、関係機関との協議・調整など、これまで国の職員で行ってきた業務、特に協議調整に関する業務を発注者と民間事業者が連携して行うというものになります。なお、米印の箇所に記載しておりますが、業務に関する最終判断につきましては、発注者の権限ということになっております。

右側に3枚の写真を載せておりますが、これらが業務の実施イメージになります。また、後ほど北海道開発局の御担当のほうから説明がありますが、発注者支援業務という名前で監督支援業務として北海道開発局内において実施されているというところでございます。

続きまして、資料A-2-1を御覧ください。

こちらが、現場技術業務民間競争入札実施要項（案）となっております。説明は、変更点を中心に説明させていただきます。

まず、右下、ページ番号6／89ページを御覧ください。

1-1、対象公共サービスの詳細な内容の（2）業務内容に現場確認を実施する場合の遠隔確認及び打合せによるウェブ会議の実施につきまして追加をしております。遠隔確認におきましては、令和5年度に発出しました工事現場等における遠隔確認の活用についてという通知文書によりまして、現地確認を実施する場合に遠隔確認を実施すること、及び打合せにおけるウェブ会議の活用により、技術者不足の地域でも新規事業者等が参入しやすくなるよう実施要項に反映しているところであります。

次に、ページ番号16／89ページを御覧ください。

1-2-5、費用負担等に関するその他の留意事項になりますが、打合せにおけるウェブ会議の費用負担について明記をしたところであります。

同じく16／89ページを御覧ください。

2、実施期間に関する事項に、令和8年度から実施する現場技術業務の実施期間として、これまで2か年と3か年の複数年契約を予定しておりましたが、令和8年度から4か年の複数年度契約についても予定をしております。件数といたしましては、2か年を14件、3か年を3件、4か年を1件の計18件を予定しております。

以上で、現場技術業務民間競争入札実施要項（案）の説明を終わらせていただきます。

北海道開発局の御担当から、引き続き発注者支援業務の説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大杉課長補佐 北海道開発局農業設計課課長補佐をしております大杉と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、発注者支援業務について説明させていただきますが、多くの部分、現場技術業務と重複しているところもありますので、簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、業務の内容につきまして、資料のA-3、先ほども農林水産省の説明で見ていたいた資料になります。こちらで、簡単ではございますが、説明させていただきます。

この資料の下のほうの発注者支援業務（監督支援業務）と書いてあるものでございます。

業務内容としましては、先ほど農林水産省から説明ありました、現場技術業務の監督支援方とおおむね同様でございます。内容としましては、工事の実施の監督補助として、この①から⑥と書いてある業務内容を実施するものでございます。令和8年度につきましては、現時点では単年度で業務22件を予定しているところでございます。

次に、実施要項のほうの説明をさせていただきたいと思います。

資料としましては、A-2-2になります。

こちらも、変更点を中心に説明させていただきます。

まず、5/58というページになります。資料A-2-2の5/58でございます。

このページの一番最後から次のページにかけまして、黄色で着色しております。こここの部分におきまして、ウェブ会議の実施につきまして明記してございます。発注者支援業務としましては、これまでもウェブ会議の実施自体は可能ではございましたが、今回実施要項に明記し、使えるということを周知することで、少しでも入札参加を検討する方のハードルを下げていきたいと考えてございます。

次に、8/58ページになります。

こちらでは、このウェブ会議等の実施に係る費用の負担について、明確にしてございます。その他のページで、赤字訂正等ございますが、そこは年度更新等になってございます。

なお、先ほど現場技術業務で追加としてありました遠隔確認の関係につきましては、発注者支援業務のほうでは5/58ページのほうに、過年度より記載している状況でございます。5/58ページの中段にあります④の遠隔臨場について、この項目が、先ほど現場技術業務でありました遠隔確認の項目になってございます。

要項の変更としましては、以上でございます。

○川澤主査 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項（案）について御質問、御意見のある委員、お願いします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。農林水産省のほうの資料A-2-1についてです。

競争性の改善に向けていろいろ考えてくださいまして、誠にありがとうございました。念のため1点だけお伺いしたいのですけれども、16/89でございます。

2のところで、4か年度の複数年度契約を想定なさっていただいたようでございます。気になったのが、恐らく幾つかは現状1者応札案件があるかと思っておりまして、少し懸念するのが、現状、複数応札で競争性が発揮されているところで4か年間に延ばすのはよいと思うのですけれども、1者応札が続いているところを4か年にした場合、少しいかがなものかと考えております。

お伺いしたいのは、1者応札のところで4年に延ばしたことによって、複数応札になる

ことが今回期待されるのでございましょうか。より具体的には、1者応札のところで、4年になるとアナウンスしたところ幾つかの業者が関心を示していらっしゃるとか、そういう御事情はございますでしょうか。

○飯島課長補佐 農林水産省飯島です。

御質問ありがとうございます。今回4か年の複数年度契約につきましては、実施主体の事業所のほうから4か年でやってみたいというところで、希望により実施が予定されているところです。御指摘をいただきました4か年の複数年契約とした場合、1者応札が改善される見込みかどうかというところは例えば2か年、3か年、1か年もそうですけども、毎年度契約手続をする、あるいは現地に入って1回引き上げて、次年度にもう1回入るとか、そういう手間が少なくなるということを考慮しますと、事業者によっては、4か年のほうが手を挙げやすいという状況も出てくるのではないかと想定をしております。

以上であります。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

○川澤主査 宮崎委員、お願ひいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。

資料A-2-1ですが、通し番号でいきますと86/89に、従来の業務実施状況の記載がございまして、こちらに、従来の実施に要した人員という図表が載っております。これをみると、令和4年度が4人、令和6年度は3人となっています。これについて、今度は、19/89ですけれども、配置予定の技術者の資格要件があつて、監督支援型に関して（1）に管理技術者の要件、それから（2）として現場技術員（A）（B）（C）という3名の要件が課されております。20/89で、同様に事業促進型で管理技術者と主任技術者の要件が書かれています。主任技術者が（ア）の調査・測量・設計担当部門、21/89と22/89の施工担当部門になっております。この資格要件というか配置技術者要件の人数だけ単純に足すと7名ほどになるのです。ですから、この方々は兼務が可能なのか否かということですとか、実際、従来の実績は3名なのに、なぜこの7名分の資格要件が記載されているのかというところの関係が読み取れなく、新規の方は少し参加しづらいのかなというふうに感じました。

それと、22/89で、ウに技術員というのがあるのですが、最後に必要とされる資格は特別仕様書において規定するものとする記載があるのですけれども、この特別仕様書というのは、拝見した範囲では確認できなかつたものですから、私が見落としただけかもし

れませんけれども、ここ的内容も明示していただいたほうがよろしいかと思います。

以上の2点を教えていただければと思います。

○飯島課長補佐 御意見、御質問ありがとうございます。

資格要件につきましては、例えば調査・測量・設計を実施する際の資格と、施工工事を監督する場合の資格に該当するものと複数記載しております、委員おっしゃるとおり、重複というか、兼務できるという内容でございますので、必ずしも4名とか3名の技術員の人数と同等にはならないというところになっております。

それからもう1点、22/89のウの技術員の箇所の特別仕様書というのは、それぞれの現場技術業務、個別の仕様を示したものであります、基本はこの入札実施要項の内容の記載している資格でほとんど網羅できていると思いますので、このほかに特別仕様書において規定するものというのは、あまりないのかなというふうに考えております。個別に全ての特別仕様書を確認しておりませんが、ほぼ実施要項に記載している比較内容で網羅できていると考えております。

○宮崎専門委員 ありがとうございます。そうしましたら、1点目は、人数が7人必要ではないということで、複数の資格を持っていれば技術者兼任可能であるという旨は、どこかに御記載いただければと思います。ウの特別仕様書において規定するものとするという中身だけだと、参加するときに不安を感じるかもしれませんので、今、記載しているような技術と同等のようなものを有することなどを、個別業務において定める特別仕様書で記載しているとか、特別仕様書が何を意味するか少し補足を加えていただければよろしいかと思います。

○飯島課長補佐 承知しました。今の2点追記を検討させていただきます。ありがとうございます。

○宮崎専門委員 よろしくお願ひいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。井熊委員、お願ひいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。

複数応札の比率をどのくらいを持っていきたいかということを聞きたいのですが、発注者支援のほうは結構改善してきているのかなというものもあります。現場技術のほうは、初めは結構厳しかったけど、最近少しづつ上がってきている。私もこの手の業務はこの委員会で何度も見てきたのですけど、例えば100%複数なんてなった例はほとんどないのです。そうすると、両方の事業に対してどのくらいのところまで持っていきたいと思って

いるのかと。御省としてどのくらいの複数応札の比率を持っていきたいという目標というか、その辺をお聞きしたいのですけども。

○飯島課長補佐 御質問ありがとうございます。

目標値については、なかなか難しい御指摘だと思っておりまして、1者応札が高い地域というのは、地域性が出てきているんですけども、現時点では目標どれぐらいまで、100%というのは難しいというのも思っておりますし、現時点で目標までの設定ということは考えていなかったところです。

以上です。

○井熊専門委員 なかなか難しいとは思うのですけども、やはり何らかの目標、目的があつていろいろ改善したりするということと、あと、この事業もいざれ評価をするという段階もあるので、ある程度このくらいのところを目指していきたいというのはあってもいいのかなというように思っております。

○飯島課長補佐 承知しました。目標値については今後考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○井熊専門委員 ありがとうございました。

○川澤主査 ありがとうございます。工藤委員、お願ひいたします。

○工藤専門委員 御説明ありがとうございます。

今のこととも少し関係するのですが、地域差があるという点について少し補足をしていただきたいというのがまず1点です。例えば、どういった地域でなかなか競争性が確保できないのか、それが例えば地元にある事業者の実態であるならば、むしろどのような事業者があり、例えばどのくらいの規模の事業であれば引受けやすいのかということを、まず検討しないとならないのでは。恐らくいろいろ条件を理論上で下げても、実際に手を挙げてくれる事業者があまり増えないということが起こるかと思うのですが、そういうことも考えますと、実態をまず把握するのが非常に重要なと思っております。

そういう意味では、今おっしゃった地域差について少し補足していただきたいのと同時に、特になかなか手が挙がらない地域では、どの辺が一番のネックになっているのかという辺りを教えていただければと思います。

○飯島課長補佐 まず、農林水産省の飯島ですが、1者応札が続いている地域というのは、管内において競争参加資格のある建設コンサルタント数を比較しておりますが、なかなか一概には言えなくて、例えば管内で民間事業者が一番多い県と少ない県を比較すると、割

合では2割から3割程度となっているというところで、やはり民間事業者の数が少ないと  
いうのが一つかなと思います。

あとは、地域性という面で見ますと、内地ではなかなかまだそこまで検証が難しいところはあるんですけども、地域性の面では、開発局からコメント、補足いただければ、思います。

○大杉課長補佐 開発局の発注支援業務の関係で、少し補足させていただきます。

北海道では、今、内地とは違いまして、北海道の中を10個の地域に分けて考えてございます。その一つ一つが、各都道府県ぐらいの広さだと思っていただければと思います。実際のところ、農業土木の関係、我々のやっている仕事のコンサルといいますと、大きな会社でいうと、その中にコンサル会社が複数あるのが4地域しかありません。そもそも6地域については、1社もしくは0社という状況になっております。現時点でも、ほかの地域のコンサルタントの方が取って、そこに技術者を派遣して、そこに対して管理技術者が半月に一遍、その人を管理しに行って打合せをして指示をしているというような形で進めている状況でございます。

そんな中で、やはり技術者の多い札幌については、改善が傾向として見られている状況です。もともと会社も多くて技術者も多い札幌については改善が見られています。ほかの地域は、ちょっとまだ本数が少な過ぎて分析というところまでは至っていないんですけど、複数社、やっぱりそういう大きめのコンサルがあるところに関しては、徐々に競争性が確保できているのではないかというような状況になっています。

遠い地域に対して、今までいろいろとアドバイスいただいたデジタル化とかそういうところで、少しでも入りやすい環境をつくるというようなところで、今、そういう取組をし、それを周知して、少しでも改善できないかと頑張っているところでございます。

もともと北海道は、全体として技術者の人数が少ないという非常に難しい問題も抱えつつ、今そういう形で少しでも改善できないかと取り組んでいるところでございました。

○工藤専門委員 丁寧な御説明ありがとうございました。北海道は非常に面積が広い中で、ある意味、人口密度が少なくて、かつそういう専門家が少ないという状況がよく分かりました。今後どういったことが一番効くのかというのはいろいろ研究していかなければならぬかと思いますが、今の状況で、まず、実態はよく分かりました。ありがとうございました。

○川澤主査 ありがとうございます。小尾委員、お願ひいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございました。

今回この両方ともですが、総合評価落札方式ということで、応札する側の負担からすると、提案書に結構な費用をかけて作らなければいけないので、新しいところ、または新しい地区に対して手を挙げるというのはなかなか難しいのかなと。今回、評価項目の中に業務への取組の項目があり、例えば地域性を考慮した提案に点数付けを高くするとなつて思うのですが、この点について、何か軽減するはどうか。あまり技術力がないところに入られると困るのですが、一方で、今まで1者しか入ってこないところは、地域の特性などがあり、それ以外の地区の人たちがなかなか手を挙げにくいのでは。評価点を取りにくい、その項目を考慮した提案をするためには、結構な手間と費用をかけないと提案がつくれないという状況もあるのではと思います。ここをうまく軽減できるような仕組みがあれば、その地区にいない事業者であっても手を挙げやすくなるのではないかと思います。バランスを易しくしてしまうと技術力がないところが入ってしまうので難しいところではあるのですが、うまく調整できるとよいと思います。今回間に合うかどうかは難しいと思いますが、工夫できたらと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

○飯島課長補佐 御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、総合評価、技術提案書を作成することがかなり負担になっていると思います、事業者にとっては。ですので、例えば、おっしゃられた1者応札の高いような地域については、様式や記載内容を簡素化するとか、地域に特化した検討も考えていきたいと思います。どうも御意見ありがとうございます。

○小尾副主査 よろしくお願いします。

○川澤主査 浅羽委員、お願ひいたします。

○浅羽専門委員 私からは1点、発注者支援業務のほうで、仕様書を取得した事業者の中で、実際に入札に応じた者というのは、どれぐらいの割合を見てよろしいでしょうか。

○大杉課長補佐 今回、仕様書を入手したのが全部で21者、トータルの業務になつてしまふんですけど、いろんな業務に対して取得した者を全部足し、重複とかを除いて計算したら21者です。その中で、実際入札まで参加されたのが9者いらっしゃいます。

○浅羽専門委員 そうするとその残りの札を入れていただけなかったのは12者になりますでしょうか。それに関しては、何か理由とか分かっていらっしゃいますでしょうか。なぜできなかつたのか、あるいはそこで今後のへの気づきなどございませんでしょうか。

○大杉課長補佐 これ、21者と言っているんですけど、コンサルタント系で実際見に来

た会社というのと、あとそれ以外の会社でも見に来ることができるので、そういったところまで含めて21者になっております。

過去に、この残りの実際入札、見に来た者にアンケートを取ったことはあるんですけど、コンサル系の会社でありましたら、やはり技術者の問題というのが一番大きかったというようなところでございまして、なかなか配置するのはきついなというような話が多かったです。もともとは、実際入札に参加いただいていた会社も6者ぐらいだったんですけど、今年は何とか9者まで増えたというような状況でございます。

○浅羽専門委員 今の話で、私もコンサル系が主となるだろうなというふうに思うのですけれども、コンサル系以外で関心を持たれている業界で、しかも比較的有力なところというのは何かございますでしょうか。もちろん具体名など必要ありませんけれども。

○大杉課長補佐 なかなかそこは難しいと思っております。結構見に来ている会社は、どっちかというと施工業者の方とか、そういった方々も関心を持たれて、こんなことをやっているんだなというようで見にこられた方とかがいらっしゃいましたのでということで、今補足させていただいたところではございます。

○浅羽専門委員 そうすると、業界として広げていく、あるいはこういう業界にアナウンスしてみるとか、そういうようなことは、広げるのはなかなか困難だというのが正直なところですか。

○大杉課長補佐 正直、やはりある程度農業土木の現場を知っていて、こういった監督支援ができるという人間を技術者として確保していないと難しいので、それ以外の方がなかなか興味を持っていただくのは難しいのかなとは思っております。

○浅羽専門委員 分かりました。共同で応札するとかそういうことは可能なのですね。

○大杉課長補佐 はい、JVを組むことも可能でございまして、実際JVで入っていただいている者もございます。

○浅羽専門委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○川澤主査 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

私のほうから1点。実施要項のA-2-1なのですけれども、6/89のところで、遠隔確認により実施することができるということを入れてくださっていて、これが業務全体に関わるところで入れてくださっていると思うのです。例えば7/89などで、品質管理の確認とかを見ていますと、現地で計測を行うというようになっていて、全体に上で書いてかかっているので、個別のところは現地でと書いてあっても遠隔が確認可能なのだと

いうことなのだと思うのですけれども、説明会とか何らかの形で補足するような場があれば、いま一度リマインドとしておっしゃっていただければ。個々にはそう書いてあるけれども、遠隔が可能ということをおっしゃっていただいたほうが、個別から見ていくと、遠隔が可能というところは分かりにくいものですから、そこだけお願ひできればと思いました。

○飯島課長補佐 ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。柏木委員、お願ひいたします。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。

1点質問なのですけれども、もうこの案件長いといいますか、前もお受けしたことがあるのですけど、先ほど浅羽委員の御質問などもあったと思うのですが、できる手だけは結構もう既にしていらっしゃると思うのです。この事業は、ずっと長く必要な事業だと思うので、農林水産省と国土交通省は、高校とか専門学校とか、または地域のそういった大学などや、もしくは文部科学省とかに御相談に行ったことはあるのでしょうか。人材不足が大変になっていくというのは誰もが分かっていることだと思うので、何らかの手だけをしないとならないのではないかと思います。例えばこの委員会でもこれだけの専門家がいますので、これまででも、ご意見は出ており、もちろん当然ながら省庁の中でも議論されていらっしゃると思うので、努力は結構し尽くしているのではないかと思います。本当に人材を育てていくためには、教育機関とのタイアップのようなこともしないと難しいのかなと思ったりするのですけど、そういうことはもう既になさっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○飯島課長補佐 農林水産省、飯島です。

御質問ありがとうございます。この現場技術業務、発注者支援業務に特化してということではないんですけども、やはり農林水産省、国土交通省の農業土木とか農業農村工学の技術者の不足については、課題だと思っておりまして、これにつきましては、農林水産省だけでなく、建設コンサルタントの業界団体ともタイアップして人材を育成しないといけないということで、例えば農林水産省で実施している工事の現場の見学会を開催、一緒にやったりとか、あとは技術的な内容の紹介や事業の内容を紹介するなど大学等に働きかけて実施はしているところではあります。

○柏木専門委員 文部科学省には相談されたことはあるのですか。

○飯島課長補佐 私が知らないだけかもしれないんですけども、文部科学省まで相談とい

うところはまだ聞いたことはないです。

○大杉課長補佐 北海道開発局としましても、大学だけじゃなくて中学校、高校との連携というようなことも、いろいろ取り組んでおります。実際、事務所と高校で協定を結んで、授業の一環としてうちの職員が説明に行って、うちの現場を見ていただいて興味を持っていただくというような取組も、日々行っているところでございます。

○柏木専門委員 ありがとうございます。引き続き、大変ですけれども、努力をお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。事務局から何か確認すべきことがあればお願ひします。

○事務局 事務局でございます。

御審議いただきありがとうございました。実施事項（案）の修正を伴う御指摘につきましては、宮崎委員からございました、人数の兼任のところと、あと特別仕様書、こちらにつきましては実施要項（案）の修正をさせていただければと思います。また後日回答をさせていただきます。

小尾委員からございました技術提案書の負担の軽減につきましては、こちらにつきましては継続的な検討ということで、毎年度実施要項を作成しておりますので、今回はそのようにさせていただければと考えております。

実施要項の変更等を伴う御指摘につきましては、以上でございます。

○川澤主査 ありがとうございました。

それでは、本実施要項につきましては、農林水産省におかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後に手続を進めるようお願ひいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○飯島課長補佐 ありがとうございました。

○大杉課長補佐 ありがとうございました。

（農林水産省、国土交通省北海道開発局退室）

（国土交通省北海道開発局入室）

○川澤主査 次に、岩見沢河川事務所等の図面作成外業務の実施要項（案）について、国

土交通省北海道開発局札幌開発建設部、齊藤次長から御説明お願いしたいと思います。

○齊藤次長 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部総務次長の齊藤でございます。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

最初に、当部の概要を簡単に説明させてください。

北海道開発局は、北海道の国直轄の公共事業の実施を担当する国土交通省の地方支分部局でありまして、本局のほか、札幌、旭川、釧路など道内に10の開発建設部が設置されております。札幌開発建設部は、石狩・空知管内及び一部上川管内におきまして、河川、道路、農業農村、空港、国営公園の社会基盤整備事業を進めるための建設工事の調査、設計、発注、検査を実施すると共に、災害発生時には地域支援を行っております。また、当部管内には、21の事務所・事業所が配置されております。

今回の図面作成外業務は、公共事業の施行に必要不可欠な業務となります。

今年度の発注におきましては、仕様書の緩和と早期発注により一者応札が解消されておりまして、課題を解決することができました。引き続き、競争性が確保されるよう、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料「B-3」の事業概要から説明させていただきます。

「1. 業務内容」です。

図面作成外業務は、岩見沢河川事務所など7か所の事務所等における河川、道路、農業事業等に係る工事の施工に必要な図面等を作成する業務です。また、関係機関との協議や調整のために必要な資料を作成する業務です。

主な業務内容は、「(1) 資料作成・収集・整理」、「(2) 図面作成・修正」、「(3) CAD作成・修正」、「(4) データ作成・修正・整合性検証」、「(5) 画像データ修正」となります。業務内容の詳細は、実施要項で説明します。

「2. 契約期間等」は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする契約期間です。契約方式は、一般競争契約で最低価格落札方式となっており、入札金額の最低の者が落札者となります。

資料の右側となりますが、「岩見沢河川事務所等7事務所の概要」について説明します。

7か所の事務所のうち、岩見沢市内には事務所が3か所ございます。それ以外に、ダムを建設管理している事務所、事業所、管理支所が、②⑤⑥⑦の4か所ございまして、いず

れも山間部に位置しております。道内の山間部は過疎化が深刻で、事業者が少なく、業務従事者の確保や設備機器の保有が困難な状況です。このような地域事情から、多くの参加者を見込むのは難しい状況ですが、令和7年度は、仕様書の緩和と早期発注により、札幌市内の事業者にて二者応札となりました。

続いて、「資料B-2」の「岩見沢河川事務所等の図面作成外業務 民間競争入札実施要項（案）」について説明いたします。

3ページ目の民間競争入札実施要項についてですが、札幌開発建設部は、公共サービス改革基本方針に従って本実施要項（案）を作成しているところです。

4ページになります。

「1（1）ア、業務概要」です。本業務は、7か所の事務所等におけるデータの作成・修正、画像データの修正、資料の作成・収集・整理等に係る業務となります。

「イ業務の内容」としましては、次に記載されております①から⑯までの36項目の作業となります。

各項目について簡潔に説明します。①資料作成・収集・整理は、事務所等の指示による資料作成、作成に必要な資料収集及び原稿の取りまとめを含む資料整理作業となります。

②データ変換は、アナログ媒体を電子化する作業となります。

③データ変換（画像、ソフト、CAD）は、指定するファイル形式へのデータ変換作業となります。

④動画データ変換は、VTRやDVD等の動画をMPG等の形式に変換する作業となります。

⑤PDFしおり・リンク作成についてです。PDFしおり作成は、タイトル作成の作業となります。PDFリンク作成は、PDFデータを開く機能を持たせる作業となります。

続きまして、5ページです。

⑥図面作成・修正は、図面作成・修正に必要な資料の作成及び収集、作業時に必要な資料の抽出、選定並びに重ね図の作成等の作業となります。

⑦CAD図面作成・修正は、CAD図面作成・修正に必要な資料の作成及び収集、作業時に必要な資料の抽出、選定並びに重ね図の作成・収集となります。

⑧データ作成・修正・整合性検証です。資料またはデータを基に、新規データの作成や既存データを修正、整合が取れていない箇所を検証する作業となります。

6ページです。

- ⑨録音データ反訳は、音声データをテキスト化する作業となります。
- ⑩録画データ反訳は、動画データをテキスト化する作業となります。
- ⑪音声・動画データ編集は、不要部分のカット、結合または部分抽出作業となります。
- ⑫原稿前後整理は、スキャニング作業や電子複写に当たって、紙資料のホチキスやクリップ外しなど、準備作業及び原稿の復元作業となります。
- ⑬ファイリング編纂は、紙資料の差替え、並び替え、部分的な抜粋作業となります。
- ⑭ドキュメントスキャニングは、紙資料を画像データ等に電子化する作業となります。
- 7ページです。
- ⑮フィルムスキャニングは、フィルム等をスキャニングする作業となります。
- ⑯マイクロ写真引き伸ばしは、マイクロフィルム等から紙への引き伸ばし作業となります。
- ⑰画像データ修正は、ラスターデータの画像の傷やゴミの除去等の加工・修正・接合作業となります。
- ⑱画像検証・補正は、原稿電子化時の傾きを補正する作業となります。
- ⑲マルチページ化は、電子化した複数の画像データを1ファイル化する作業となります。
- ⑳データチェックは、データの検証及び作成・修正されたデータの出力前に行う作業となります。
- ㉑ファイルリネームは、新規作成またはデータのファイル名称を入力する作業となります。
- ㉒メディア書き込み・ラベル作成です。メディア書き込みは、電子データを記録媒体に書き込みする作業となります。ラベル作成は、記録媒体にタイトル・画像等の加工を行う作業となります。
- 続きまして、8ページです。
- ㉓出力諸設定は、ソフト上から出力する際に、出力範囲設定等を行う作業となります。
- ㉔デジタル出力は、モノクロ及びカラーデータを出力する作業となります。
- ㉕電子複写は、複写機を使用し、モノクロまたはカラーで出力する作業となります。
- ㉖折り図は、出力した図面及び原稿を折る作業となります。
- ㉗穴あけは、成果品等に穴をあける作業となります。
- ㉘製本は、表紙材料を添付して書物として編纂する作業となります。
- ㉙ナンバーリングは、表紙等にナンバーリングをする作業となります。

続きまして、9ページです。

⑩インデックス貼り込みは、タイトルをインデックスに入力したのち印刷し、用紙に貼り付ける作業となります。

⑪表紙タイトル作成は、製本の表紙及び図面タイトル等を作成する作業となります。

⑫貼り込みは、図面タイトル等を成果品に貼り付ける作業となります。

⑬ラミネート加工は、出力用紙等にラミネート加工をする作業となります。

⑭表紙材料は、製本作業等の表紙に使用されるレザック・再生紙等の材料となります。

⑮透明テープボードは、図面を透明テープボードに貼り付ける作業となります。

⑯中仕切り紙材料は、製本作業等に使用する色上質紙・再生紙等の材料となります。

以上の36項目が、図面作成外業務の業務内容となります。

続きまして、「ウ発注指示及び納入場所（ア）」は、記載の①から⑦の7か所の事務所等となります。

10ページの（イ）としまして、「発注指示、成果品の納品及び貸与した資料の返却は原則対面による手渡しとする。ただし、成果品の納品及び貸与した資料の返却は、民間事業者の都合による郵送を認める。また、すべてが電子データの場合は、メールによる発注指示及び成果品の納品を可能とする。」を新たに追記しております。手渡しを原則としつつも、郵送、電子メールによる納品も可能であることを明確化しております。

「（2）確保されるべき対象公共サービスの質」について説明します。

本業務の実施に当たりまして、達成すべき目標としまして、「ア適切な履行体制の確保」を記載しております。ア（ウ）は、「発注者は原則書面により指示等を行うこととしているが、やむを得ない場合は口頭による指示を行うこともある。なお、発注に際する簡易な打ち合わせはWeb会議等の対応も可能とする。」としました。（ウ）におきましては、これまで「緊急を要する発注の連絡を受けた際は、民間事業者は速やかに対応できる体制を取ること」と記載しておりましたが、事務所等の管轄内で、ここ数年において緊急時の体制を取り、図面作成外業務を発注した実績がなかったことから、この条件を外しまして仕様書の緩和を図りました。

11ページになります。

（2）（ウ）本業務を処理するに当たっては、機器を保有もしくは使用できる状態であることとしています。機器は、大型、小型のスキャナー機及び複合機、それからマイクロ

フィルムスキャナー機となります。

12ページです。

「（5）委託費の支払い方法」について説明します。発注者は、履行内容を確認し、検査した上で、年12回（月1回）の委託費を支払うものとしております。

「3（1）競争に参加する者に必要な資格」について説明します。

イ競争参加資格「役務の提供等」において、A、BまたはCの等級に格付され、北海道地域の競争参加資格を有する者であることとしております。

13ページです。

ク当該業務と同等または類似の業務の履行実績を有することを証明した者であること。  
ケ業務の履行が可能である設備、体制等を有することを証明した者であること。

以上が、入札参加資格に関する事項となります。

14ページです。

「（3）入札の実施手続のスケジュール」について説明します。

①公告は、令和7年12月下旬を予定しております。令和5年度までは入札公告を2月上旬としておりましたが、昨年度から2か月ほど早い発注となります。このことにより、官公庁の発注が集中する時期をずらし、入札に参加する機会を増やすことができるものと期待しております。

16ページになります。

「6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」については、昨年度から新規に当該入札に参加しようとする事業者に向けて、従来の事業実施に要した経費や人員の情報を開示しました。開示情報は後ほど説明いたします。

17ページから22ページまでは、事業者が対象公共サービスを実施するに当たって、留意しなければならないことを記載しております。

以上が、「岩見沢事務所等の図面作成外業務 民間競争入札実施要項（案）」の説明となります。

23ページからは別紙資料となります。24ページから29ページまでは、業務ボリュームを開示しました。

「別紙-1. 業務ボリュームの参考指標」は、新規に当該入札に参加しようとする事業者が、令和4年度から令和6年度までの過去3年間における当該業務の業務量を把握するため開示しました。

30ページから33ページまでは、「別紙-2. 各申請書類の様式例」としまして、入札参加申請時の様式となります。

34と35ページになります。「別紙-3. 従来の実施に関する情報の開示」は、新規事業者が入札に参加しやすいように、「1 従来の実施に要した経費」、「2 従来の実施に要した人員」、「3 従来の実施に要した施設及び設備」、「4 従来の実施における目的の達成の程度」、「5 従来の実施方法等」、「6 従来の応札状況」について、それぞれ開示しました。

36と37ページの「別添1 各種作業例一覧（区分及び難易度の基準）」は、36項目の業務内容のうち、「資料作成・収集・整理」、「図面作成・修正」、「CAD作成・修正」、「データ作成・修正・整合性検証」、「画像データ修正」の5項目における作業の区分及び難易度の基準を解説しております。

38ページ以降は、図解した形で「図面作成・修正」、「CAD作成・修正」、「データ作成・修正・整合性検証」、「データ作成・修正」の作業内容を示しております。

「岩見沢河川事務所等の図面作成外業務 民間競争入札実施要項（案）」についての説明は以上でございます。

委員の皆様の御審議を賜りながら、今後も競争性を確保して公共サービスの質の維持向上、それからコストの削減を図って、適正な入札手続きを行って参ります。

○川澤主査 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項（案）について御質問、御意見のある委員はお願いいたします。井熊委員、お願ひいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございました。

昨年、公サ法（※）の対象事業になって競争も改善して事業者も変わっているということで、私は一定の成果を上げているというように思っています。さらにその上で、事業者が一層参加しやすいように、オンラインをもっと積極的に表現してほしいと思います。例えば、納品物を原則対面とか、軽微な会議についてはウェブも大丈夫であるとか。今、民間では原則オンラインによる打合せになっていて、特定の目的がないとき以外はもう対面での打合せはしていないと思います。なので、それが世間一般だと思うので、そういうものを取り入れて、昨年の成果をより一層よいものにして卒業していただければなと思っております。

（※）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）

○齊藤次長 ありがとうございます。今おっしゃられたことはごもっともだと思いますので、その点も踏まえて改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○川澤主査 ありがとうございます。辻委員、お願ひいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。競争性も改善されて複数応札になつたとのことで、この点も誠にありがとうございます。

今の井熊先生の御意見と同じなのですけれども、10/51ページ目（イ）のところでございます。文言を拝見すると、原則対面による手渡しであるけれども、例外として、成果品の納品、貸与した資料の返却は郵送も認めると書いてございますが、よく読むと、恐らくおっしゃいたいことは、原則郵送で構わないという読み方で正しいのでしょうか。一般人で、初めて見る方がこれを拝見すると、まず、原則は手渡し、ただし、何か要件が充足されたら例外的に郵送がオーケーとも読めてしまうかもしれません。ですので、そうではなくて原則郵送でオーケーだというのであれば、この辺り、書き改めていただくことがよいのかとも思ったのですが、いかがでしょうか。

○齊藤次長 基本的には、期限に間に合うようであれば郵送での対応でも問題ないと考えております。手渡しとする対面を強く求めているものではございません。

○辻副主査 なるほど、分かりました。そのように書いていただけだと、より手を挙げられるかもしれません。

それから同じところに、これも細かいのですが、メールによると書いてありますけれども、多分これは、いわゆる大容量ファイルの転送サービスもオーケーという御趣旨でございましょうか。

○齊藤次長 そのとおりです。

○辻副主査 分かりました。でしたら、その辺りも念のため書いていただければと思います。

それからもう1点、同じページの緊急時のお話です。これも削除していただいたということで、恐らく手を挙げやすくなるかと思います。こういうすばらしい取組は、初めてこの案件を見る方にアピールできるポイントだと思いますので、いろいろな方法があると思いますけれども、従前このようだったのを、ここを改めてこうしたという形で、分かりやすくしていただけだとよいのかと思いました。これは意見でございます。

それから最後、1点のみなのですけれども、これも初めて業務を見た方の視点で申し上げると、この業務のタイトルが、図面作成外（ほか）業務と読むようでございます。この

「外」というのを「ほか」と読むと。ただ、一般人が見ると、図面作成「がい」と読む可能性があります。そうすると、図面作成の以外の業務かと思ってしまい、ひょっとしてそのまま読み飛ばすかもしれません。もしあつしやいたいことが、図面作成と、それ以外も含めるという御趣旨なのであれば、例えば、図面作成等業務とかにしてはどうでしょう。細かいので恐縮でございますけれども、あくまで初めて見る方の視点で見た場合、どのような誤解があり得るかという視点でございますので、御参考いただければと思いました。

○齊藤次長 その件につきましては、検討させていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○辻副主査 ありがとうございました。

○川澤主査 ありがとうございました。近藤委員、お願ひいたします。

○近藤副主査 34／51ページに、従来の実施に要した経費というのが8,000万円、7,600万円、8,600万円と3期間載せております。これと、資料B-4にあります契約額に大分開きがあると思うのですが、ここは、どのように理解したらいいのか少し分からなくて質問したのですが、御説明お願いしてよろしいでしょうか。

○齊藤次長

資料B-4は、契約金額（税抜）となります。図面作成外業務は単価契約となりますので、予定数量に対して契約単価が決定されます。また、実際の数量もそれほど多くなかつたということかと存じます。

○近藤副主査 そういうことですか。では、実際に要した額が、今回書かれているということですか。

○齊藤次長 はい。34ページの従来の実施に要した経費は、実際に支払いした金額となります。

○近藤副主査 そうすると、今回競争性が改善されたということであり、令和7年は5,600万円まで下がったということですが、これは単価契約という意味だと下がっているのですか。

○齊藤次長 下がっています。一般競争契約により低い金額で提示いただいていることがあります。

○近藤副主査 そういうことですか。分かりました。ありがとうございます。

○川澤主査 ほかの委員は、いかがでしょうか。

私のほうから1点だけ。先ほど御説明いただきました業務の内容を拝見しておりまして、

4ページ目から三十数項目あるかと思うのですが、例えば6ページ目の録音データのテキスト化ですとか、音声、動画の編集とか、画像データの修正とか全体的なのですけれども、これまでこのような作業がかなり発生していたと思うのですが、今、A Iを使ったりいろいろな効率化が図られると思います。今回、最低価格落札方式で、提案によって何か新しいツールを使ってということが難しいと思いますので、これまでの業務のやり方というよりは、もう少し新しいツールを使ってどういう形で効率化できるか、効果的に業務をより精度の高い形できるかというところを、ぜひ内部で引き続き御検討いただきたいなというところを思います。

コメントですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

事務局から何か確認すべきことがあればお願ひします。

○事務局 事務局でございます。

まずは、井熊委員からでございますが、オンラインにつきましてもう少しアピールできないか、オンラインでの打合せを取り入れて、昨年度のよりも、よりくなるような工夫ができないかというのが1点ございました。

2点目でございますが、辻委員から、原則郵送であることで大丈夫なことを、例外として表現されているような書きぶりもありますので、書き改めたほうがよいのではないか、メールによるというところも大容量ファイル転送システムも大丈夫であるということを書いたほうがよいのではないかということがございました。

3点目も辻委員からでございますが、緊急時につきまして、今回要件を緩和しましたが、よりアピールできるように、ここを改めたと書き変えてはいかがかという話がございました。

4点目でございますが、同じく辻委員でございますが、図面作成外業務を、がいと読み間違えることもありますので、「等業務」にしてはいかがかという話がございました。

以上4点でございます。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、国土交通省におかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願ひいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認した事項がございましたら事

務局にお寄せくださいますよう、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございます。

(国土交通省北海道開発局退室)

(都市再生機構入室)

○川澤主査 それでは、第753回入札監理小委員会を再開します。

次に、UR-NETの運営支援等に関する業務の実施状況について、独立行政法人都市再生機構総務部情報システム推進課、村山課長から御説明をお願いしたいと思います。

○村山課長 ただいま御紹介にあずかりました独立行政法人都市再生機構総務部情報システム推進課課長の村山と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和4年度に調達いたしましたUR-NETの運用支援等に関する業務につきまして、御説明させていただきます。

まず、1ページ目にございます本事業の概要についてですが、機構職員等が利用するメール、スケジューラー等のシステム、これをUR-NETと呼んでおりますが、このシステムを安定的かつ適切に稼働させるための運用業務並びにUR-NET上のシステムを利用するための操作支援、各種問合せ対応のために必要なヘルプデスク業務の調達となっており、契約期間につきましては、令和4年10月21日から令和9年2月28日まで。受託事業者は、株式会社日立社会情報サービスとなっております。なお、実施状況評価期間は令和4年10月21日から令和7年8月31日までの期間でございます。また、受託事業者決定の経緯でございますが、入札参加者4者から提出された技術提案書等を審査した結果、今回の発注において定めた審査項目等につきまして全て満たしていることを確認いたしました。入札価格につきましては、令和4年10月11日開札した結果、予定額の範囲内であり、総合評価落札方式により、株式会社日立社会情報サービスを落札者として決定しております。

これ以降につきましては、桑原のほうから御説明させていただきます。

○桑原担当課長 では、達成状況及び評価等につきまして、桑原から、お手元の資料、独立行政法人都市再生機構UR-NETの運用支援等に関する業務の実施状況に基づきまして、御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。結論から申し上げますと、確保されるべき質に係る達成目標について全て確保できていることを確認しております

す。具体的には、問合せの回答率、障害対応時間、作業遅延の件数、ヘルプデスク業務利用満足度、セキュリティー上の重大障害件数、UR-NE-T運用上の重大障害件数、こちらの6項目について、達成目標は全て達成できていることを確認しております。

次に、5ページを御覧ください。

実施経費の状況及び評価について御報告いたします。

市場化テスト導入前経費が年額約5,600万円、市場化テスト導入後経費は年額約1億1,500万となり、大幅増となっています。理由としましては、市場化テスト導入前後で業務が追加されているためです。追加された項目は、具体的には次の3点となります。

1点目は、平成29年のシステム更改において監視対象機器の増加、シングルサインオン認証機能等の新機能追加に伴いまして、運用業務量の増加に伴う実施経費の増額となりまして、こちらが約3,300万となります。2点目は、令和4年のシステム公開において、職員用ノートパソコンの仮想パソコン化、ワードやエクセルなどのオフィススイートやメールやスケジューラーなどもグループウェアの刷新、つまり、M365に移行したことによる運用業務量が増えたことによりまして、実施経費の増加となります。こちらが約2,700万となっております。3点目は、職員用のパソコンを仮想化して持ち出し可能とするなど、新たなシステムを構築したことにより、構築事業者からの運用引継ぎ期間を3か月実施したことで約400万円となります。これらの追加された業務、合計約6,400万を除くと、導入後は年額約5,050万円となります。市場化テスト導入前が年額約5,600万、導入後が約5,050万ですので、マイナス10%の経費が削減されたという計算になります。

続きまして、7ページを御説明させていただきます。

民間事業者からの改善提案による改善実施事項等についてとなります。

（1）の利便性の向上につきましては、3つございます。

まずは、ヘルプレットアンケートをポップアップにより回答を促すといった施策を講じたところ、回答数が増加し、より多くのユーザーの意見を収集できるようになりました。2つ目としましては、当機構では4月に大きな人事異動がございますが、人事異動時にヘルプデスクへの電話がつながらないといった意見が多く上がっていたため、電話に加えメールアドレスを記載し、問合せ方法を多様化するといった工夫をしたところ、ユーザーの不満を解消することにつながりました。3つ目としましては、ユーザー向けにFAQを作成して公開しておりますが、検索キーワードや項目を適宜追加し、FAQの充実と積極的

な活用を実施した結果、アンケートでもFAQサイトに関する不満が減少したことが分かりました。

次に、（2）の運用の効率化については、インシデント発生を想定し、フローや対応手順等の再確認を実施し、計画的に改善を図っております。

最後になりますが、資料の8ページ目の5で全体的な評価を御説明させていただきます。

まず1つ目の、事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示を受けたり、業務に係る法令違反等がなかったかでございますが、そのような行為はございませんでした。

2つ目の実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えている、もしくは評価委員会等を設けることが予定されているかでございますが、入札の実施状況は、契約監視委員会で審議を受け、毎月の実施状況は、外部有識者に委嘱したCIO補佐官に確認を受けているところです。

次に、入札に当たって競争性が確保されていたかですが、さきに村山が申しましたとおり、本業務の入札においては4者の応札があったことから、競争性は確保されていたと考えます。

さらに、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について目標を達成しているかですが、こちらもさきに御説明させていただいたとおり、全て確保できていることを確認しております。

最後に、経費削減の点で効果を上げているかですが、資料5ページ及び6ページに記載しておりますとおり、約10%の削減となっております。

簡単ではございますが、御説明は以上となります。

○川澤主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価案について総務省より説明をお願いします。

○事務局 資料C-1、事業評価案を御覧ください。

事業の概要等につきましては、先ほど実施機関から御説明がありましたので、割愛いたします。

評価につきましては、結論から申し上げますと、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

以下、その理由を申し上げます。

サービスの質につきましては、全ての点で適切に履行されていると評価しています。実施経費につきましては、従来経費と単純に比較しますと1年間で約5,900万円増加し

ています。しかしながら、実施経費にサーバー台数の増加に伴う監視対象機器の増加、不正接続遮断機能等の新機能が追加され、運用業務量が増加しており、その経費約3,300万円が含まれています。また、オンプレミスからSaaS環境に移行するなどのシステム環境が刷新された経費などの費用を差し引いて比較しますと、実施経費は減少しています。ヘルプデスク要員等の常駐化の要件を緩和して、常駐、非常駐、いずれにも可能とすること、引継ぎ期間を約3か月間確保するなど実施した結果、4者応札するに至り、競争性の改善が認められました。

評価のまとめになりますが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、適切に履行されていると評価できるかと思います。また、ヘルプデスク連絡先の周知方法の改善などの利便性の向上など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できると思います。実施経費につきましては減少しており、一定の効果があったものと評価できます。また、複数応札となり、競争性は改善されてございます。

今後の方針ですが、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1. (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。市場化テスト終了後の事業実施につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、独立行政法人都市再生機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくことを求めたいと思います。

○川澤主査 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員の御発言をお願いいたします。宮崎委員、お願ひいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。

全体としては、事業実施費用は増加しているものの、新たに追加されたコストを除外すると減少しているという御説明だったかと理解しましたが、例えば資料C-3を見ますと、28年度と令和4年度の落札率を見ますと、約3%上がっています。ですから、予定価格が適切に策定されているとすると、むしろ全体としてはコスト増になっているという結論になっているかと思っております。

これに対して御説明いただいた資料3の5ページで見ますと、①②③を除外すると減少しているという結果となっております。そうしますと、①②③だけが予定価格よりも高くなっており、それ以外のものは予定価格よりも安くなっているという結論でないと、このような減少にならないと思います。

ですので、この予定価格積算時に算定したものでも、①②③というものが実際なぜ高くなっているのかですとか、予定価格とどの程度下がるのかということは分析していただいて、中身の確からしさの確認が必要かなというように感じたところです。

1点御質問なのですが、この①②③の金額というのをどのように算出されたかというのが非常に重要なポイントだと思っておるのですが、これは例えば、落札業者自体は総額で入札書を出していますので、内訳がないと思われるのです。この内訳をどのように算出されたかという確認ですけども、落札価格内訳書のようなものを事業者から入札時に入手しているので、それに基づいて計算されたということなのか、あるいは予定価格の積算でUR自身が作られたものの中で推定されているのか、あるいは事業者自身から内訳を事後に提出されたのか、どのように計算されたのかという点を少し確認させてください。

○桑原担当課長 桑原のほうから御説明をさせていただきます。

御質問ありがとうございます。具体的には、・・・を基に機構のほうで算定をいたしました。

○宮崎専門委員 ○と落札した入札価格に差があると思うのですが、その差分に関しても調整されたということですか。○に書いてある①②③の金額をそのまま持ってくると、落札率とは相違していると思いますので、①②③は本当にそんなに高い金額なのかというか、もしかすると少し違うのではないかと思うのです。

○桑原担当課長 ありがとうございます。もともと前回の御説明をさせていただいた委員会のときにお示しさせていただいた数字から物価上昇率等を勘案して、機構のほうで算定をしたというものが1点と、もう一つは、先ほど申し上げたように、○を基に、こちらのほうで増加した部分というのを抽出して算定した数字というのがお答えになります。

○宮崎専門委員 ○をどう使われたかというところがポイントかなと思っておりまして、要するに入札前に○から予定価格の上限を決めるために、例えばこの業務は2億円ですという○が提示されたとして、2億円という○の中にこの①②③という金額が入っていますと、実際には1億1,500万円で入札されていますので、その○の価格だけを持ってくると、それは実際の金額ではないということになろうかと思います。

ですので、この場ではあれですけども、どのように計算されたのかというところは総務省の事務局のほうで確認いただいて、ロジックとしておかしくないということであれば、結論としては特段違和感ないかなと思います。

○川澤主査 ありがとうございました。小尾委員、お願ひいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございました。

私も同じ費用のところなのですが、先ほどの資料3の5ページのところに①②③とあります。もう1年間業務を行っておりますし、恐らく契約時に業務計画とかに関する書類を提出させて契約をしているはずなので、通常であれば、どの業務にどれくらいの人員をアサインしているかは、分かっているのではないかと思っています。

そういう意味では、例えば、①は機能の増加なので人が増えるのは分かるのですが②にある仮想PCはまだしも、クラウド上にサービスが移行したからユーザー管理等の業務が極端に増えるというのは想定されないのですが、結構な額増えているわけです。年間でいうと3,000万円近く増えているわけですが、普通に人件費を考えると、こここの部分に、年間で4人ぐらい専任でアサインされるぐらいの業務量が増えていないとおかしいのですが、そういう状況になっているのかをお聞きしたい。それから、引継ぎによる費用を差し引くことは、今まで見たことがないので、引継ぎ期間が増えたことは分かるのですけれども、引継ぎ費用として想定される業務は入札時に必ず積算に入っている部分ですし、ここがなくても減額にはなっているので、③については適切ではないと思うので、この部分の考え方を教えていただければと思います。

○桑原担当課長 では、桑原から御回答させていただきます。

まず、1つ目の②の内容でございます。なぜこんなに額が積まれているのかというお話をございますが、M365に移行したことに伴って業務量が増加したというふうに考えております。具体的には、認証機能が、こちらは複雑化したり監視先が増加したこと、また、障害時の切り分けに必要な確認先がいろいろ工事業者さんも多岐にわたりますので、そういった意味でも確認先が増加したということが挙げられるかと思います。さらに、最近高度化するサイバー攻撃への対処としまして、そちらの対応にも業務量が増加したというふうに考えております。

次の2つ目の③は、あまり書かないものではないのかという御質問でございますが、市場化テスト前と比べますと、引継ぎ期間を延長したので、その分が増額になったのかというふうに考えまして記載いたしましたが、御指摘いただきましたとおり、また考えて記載

しないということで、もし可能であれば修正させていただければというふうに思っております。

以上になります。

○小尾副主査 ありがとうございます。もう既に業務を開始してから時間がたっているわけなので、特に②の費用に関しては、本当に適切なのかどうか、先ほどの宮崎委員からの指摘もありましたが、どのくらいの業務が発生しているかをしっかりとフォローアップしていただきたいと思います。事業者は言っているけど、実は人員がかかっていない、例えば人が増えていないということであれば、本来、この②の部分の積算は適切ではなかったということになるので、現状どうなのかを、きちんとフォローをしていただきたいと思います。記載に関しては、事務局と相談していただければと思いますし、卒業自体に関しては賛成なのですけれども、その点はきちんとしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○村山課長 ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。ほかの委員は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは私のほうから、今御意見ありました5ページの導入実施経費のところについて確認なのですが、宮崎委員もおっしゃっていたとおり、導入後の実施経費の内訳の金額ではなくて、また別途○からこの①②③というのが計算されているという、そういうことでよろしいですか。

○桑原担当課長 御質問ありがとうございます。

②は、別途○を参考に算出いたしました。①は、前回の委員会のときにもう既にお示しした数字となっておりまして、繰り返しになりますが、平成29年のシステム公開において実施経費が増えた分ということで算定をしております。

○川澤主査 分かりました。内訳ではない数字を持ってきたときに、残った金額というのが本当に当該業務の費用になっているのかというところは確かに疑問だと思いますし、それが卒業の要件に関わる1つの項目になってしまいます。非常に細かい数字できちんと出してくださっているのですけど、一方で、この数字が本当に確からしい数字なのかというところは少し確認が必要だと思いますので、事務局とどういう数字なのかというところを改めて確認いただいて、何らかの形でフィードバックいただきたいなというふうには思いました。

あともう1点なのですけれども、現状版としては、年間減少しているというところなのですけれども、なぜ減少したかというその減少の要因ですね。その辺りというのはどういうふうに評価されていらっしゃいますでしょうか。

○桑原担当課長 御質問ありがとうございます。

そこは、資料のほうに記載していますとおり、事業者の方々が参加したいと、この業務を受注したいという参加意欲の現れなのかなというふうに、こちらとしては考えておりました。

○川澤主査 分かりました。もちろん入札なので、最終的には各民間企業の判断なのですから、業務を実際に実施している中で、例えばどういう効率化が図られているからこの金額の差が生じているであるとか、恐らく発注者としても、何らかこの価格差というのが何をもって、質が低下したわけではないと。質が担保されつつ、どういうところが改善されたか、効率化したのかというところは、きちんと評価して記載いただいた方がよいのかなというように思います。何らか書けるところがあれば、減少しているというところ、実施経費は日々等により年間減少しているといったようなところを少し加筆していただけすると、よりこの減少の意味というのが分かるかなと思いましたので、事務局と相談して御検討いただければと思いました。

あと最後に1点追加で、1ページ目のところで、今回4者提出されて予定価格内ということだったのですが、総合評価点で一番高いところが落札をしたと思うのですが、技術面、その辺りは、極端に技術点が低いところが価格で逆転をしたということではなくて、一定程度の技術点を取ったところが落札をしたという状況だったのでしょうか。

○村山課長 村山が回答させていただきます。

4者の中で、総合評価、技術点と価格点がありまして、実際落札された日立社会情報サービスについては、技術点も価格点もどちらも2番目という評価のところが落札、実際している状況になります。

なので、極端に例えば技術点が低いとか、額がすごい安かったとかというわけではなくて、トータル的に、どちらも適切なところで来たところが落札されたというふうにこちらとしては考えております。

○川澤主査 分かりました。まさに総合評価の結果だったということで承知いたしました。ありがとうございます。

せっかく今回4者の事業者の方が応札をして競争性が確保されたということですので、

ただ一方で、恐らく従前と同じという理解でいいのかなと思うのですが、引き続き応札意欲を持っていただくためにも、落札結果のフィードバックですか技術提案書についての評価とか、コミュニケーションを取っていただいたほうがいいのかなというようには思います。これはコメントです。

それでは、ほかの委員、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、ありがとうございました。それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことがあればお願ひいたします。

○事務局 御審議ありがとうございました。

宮崎委員から御指摘ございました点、実施経費がしっかりと適切に計算されているかどうかも含め、確認したいと思います。また、小尾委員から御指摘がございました②の現状どうなっているのかという点につきましても、しっかりと確認していきたいと思います。それから、減少理由について川澤主査から御指摘があった点について、評価なり実施状況報告なりに書けるかどうかを含め検討し、後日、委員の皆様に御確認いただくようにしたいと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、事務局との御確認をお願いできればと思いますが、市場化テストの審議の結果としましては、終了する方向で監理委員会に報告することとさせていただければと思います。皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事業評価の審議は以上となります。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。先ほど、予定価格等につきまして御発言がありましたが、議事録作成時に調整をさせていただくこともありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

(都市再生機構退室)

※ 議事録中、同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがある情報については「○」、「・・・」表記としている。

―― 了 ――